

松浦市談合情報等対応マニュアル

(制定 平成13年7月17日)

(改定 平成20年5月28日付20松建第170号、通知)

(改定 平成21年8月10日付21松建第34号、通知)

第1 一般原則

1 談合情報等の確認、調書の作成

(1) 入札に付そうとする工事又は測量・設計・調査業務について、入札談合に関する情報又は入札談合に関連する事実（以下「談合情報等」という。）を掌握した者は、当該情報等の提供者に対して次に掲げる事項を可能な限り確認の上、直ちに入札を執行する課（以下「入札執行課」という。）、建設課及び指名審査委員会委員長へ通報すること。

- ①情報提供者の氏名・所属及び連絡先
- ②対象工事名
- ③発注課名
- ④落札予定者及び落札予定金額（率）
- ⑤発注者が公表していない情報（入札参加者名等）
- ⑥談合が行われた日時、場所、方法
- ⑦談合に関与した具体的な業者又は人物名
- ⑧談合があったことを示す具体的な物証（メモ、録音又は録画テープ、ファックス送信表の有無）

(2) 談合情報等の提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で談合情報等の出所を明らかにするよう要請すること。

2 報告

1により通報を受けた入札執行課は、談合情報等の内容を報告書にまとめ、速やかに指名審査委員会（以下、「委員会」という。）を招集し、報告を行うこと。

なお、入札執行課において、入札事務の過程で自ら談合情報等（複数の業者の工事費内訳書について、同一性があると認められる場合、又は、入札結果等に不自然さがあると発注者が判断した場合を含む）を把握した場合も、当該談合情報等に基づき報告書をまとめ、委員会に報告を行うこと。

3 委員会の審議

委員会は、2により入札執行課から報告を受けた場合は、談合情報等の信憑性及び事情聴取の必要性について、また事情聴取を行った場合は談合の事実の有無等について、審議するものとする。

4 主務課への通報

委員会は、談合情報等を把握した場合、その対応について逐次予算及び積算を担当する課（以下「主務課」という。）へ通報すること。

5 公正取引委員会への通知

委員会の審議を踏まえ、事情聴取を行うことにした談合情報等については、建設課において、必要の都度公正取引委員会へ通知する。このうち、工事に関する入札で談合の事実があったと認められる証拠を得たもの及び談合があったとは認められないが、極めて疑わしいと判断したものについては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条に基づく通知を行うものとし、その他のものについては一般的な談合情報等として通知を行うものとする。(第3の3参照)

6 警察への通報等

事情聴取を行ったもので、談合の事実があったと認められる証拠を得たものについては、警察に通報する。

第2 具体的な対応

談合情報等があった場合には、原則として、次に従い対応すること。なお、詳細な手続等は、第3に従い行うこと。

1 入札執行前に談合情報等を把握した場合

入札執行課は、第1の3による当該情報の信憑性の有無の審議結果にかかわらず、入札を実施するものとする。

入札の結果、談合情報等の落札予定者と落札候補者が一致する場合及び入札結果等に不自然さがあると判断した場合（談合情報等と落札候補者が一致していない場合、又は談合情報等が寄せられていない場合に限る）は、落札者決定を保留し、工事費内訳書の提出の要請・審査を実施する。

また、工事費内訳書の審査結果をもとに、第1の3により、事情聴取の必要性について審議するものとする。

ただし、談合情報等での落札予定者と入札の結果による落札候補者が一致しておらず、かつ入札結果等に不自然さがなかった場合については、工事費内訳書の提出の要請及び事情聴取を行わず、落札者を決定するものとする。

(1) 第1の3により、事情聴取の必要性がないものと判断される場合は、特別な対応は行わず、落札者を決定するものとする。

(2) 第1の3により、事情聴取の必要性があると判断された場合は、以下の手続によること。

① 建設課及び主務課への通報

談合情報等があった旨を直ちに建設課及び主務課へ通報すること。

② 事情聴取

談合情報等があった旨又は入札結果等に不自然さがあると判断した旨を入札参加者に明らかにした上、入札参加者全員に対して事情聴取を行う。

聴取結果については、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを建設課及び主務課へ提出すること。

③ 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

委員会は、当該入札を無効とし、原則として指名替え（一般競争入札にあっては、当該入札参加者を排除する旨の要件を加えた上で再度公告）を行う。また、その旨

を建設課及び主務課へ通報すること。

④ 談合があったとは認められないが、極めて疑わしい場合の対応

委員会は、談合情報等での落札予定者と入札の結果による落札候補者が一致している場合で、アからウまでのいずれかに該当する場合は、当該入札を無効とし、原則として、指名競争入札の場合は、指名する業者数を当初の2倍とする。このとき、同一の格付内で指名する業者数が不足する場合は、1つ上位または下位の格付の者から追加する。一般競争入札にあつては、入札参加資格要件を再検討した上で再度公告を行う。また、その旨を建設課及び主務課へ通報すること。

ア 談合情報等での落札予定金額（情報金額）が落札金額と一致、またはその金額の差が僅少の場合

※僅少とは、上記の金額の差が、予定価格の±0.5%以内の場合とする。

イ 一般競争入札に係る談合情報にあつては、すべての入札参加者（特定建設工事共同企業体にあつてはその組み合わせ）が入札結果と一致している場合（但し、工種・工法・実績等により業者数が限られ、すべての入札参加者が類推できる場合を除く）

ウ 入札結果に不自然さがある場合又は工事内訳書に同一性があると認められる場合

注) 上記アからウのいずれかに該当し、極めて疑わしい場合においても、事情聴取を行い、談合の事実があったと認められる証拠が得られるように努めること。

⑤ 談合の事実があったと認められない場合の対応

ア 事情聴取の結果に基づく第1の3の審議結果等により、談合の事実があったと認められない場合には、すべての入札参加者から誓約書を提出させ、落札者を決定し、その者と契約を締結するものとする。また、誓約書の写しを建設課及び主務課へ提出すること。

イ 入札終了後に、入札結果一覧表の写しを建設課及び主務課へ提出すること。

⑥ 談合の事実があるとは認められないが、陳述の内容に疑義があると認められる場合の対応

事情聴取の結果、陳述の内容に疑義があると判断した場合には、第1の3の委員会の審議により、入札を無効とすることができるものとする。

入札を無効とした場合の再度の入札の際の入札方法については、原則として、指名競争入札の場合は、指名する業者数を当初の2倍とする。このとき、同一の格付内で指名する業者数が不足する場合は、1つ上位または下位の格付の者から追加する。一般競争入札にあつては、入札参加資格要件を再検討した上で再度公告を行う。また、その旨を建設課及び主務課へ通報すること。

2 入札執行後に談合情報等を把握した場合

入札執行後に談合情報等を把握した場合には、入札後においては入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額は既に閲覧に供されていることに留意しつつ、以下の手続によ

ることが適切か否かを第1の3により判断すること。

(1) 契約（仮契約を含む）締結以前の場合

① 第1の3により、談合情報等の信憑性について情報等が不明確であり事情聴取の必要性がないものと判断される場合は、特別な対応は行わない。

② 第1の3により事情聴取の必要性があるとした場合は、以下の手続によること。

ア 建設課及び主務課への通報

談合情報等があった旨を直ちに建設課及び主務課へ通報し、併せて入札結果一覧表の写しを提出すること。

イ 事情聴取

契約締結前に、入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。聴取結果については、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを建設課及び主務課へ提出すること。

ウ 工事費内訳書の審査

前項イの事情聴取に先立ち、あらかじめ提出されている工事費内訳書の審査を行うものとする。

ただし、工事費内訳書の提出を求めるとしていない工事については、全ての入札参加者に対し、工事費内訳書の提出を要請し、提出後速やかに審査を行うものとする。

エ 談合があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取及び工事費内訳書の審査の結果に基づく第1の3の審議結果等により、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、松浦市財務規則第80条第5号を適用し、入札を無効とし、原則として指名替え（一般競争入札の場合にあっては、当該入札参加者を排除する旨の要件を加えた上で再度公告）を行う。また、その旨を建設課及び主務課へ通報すること。

オ 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取及び工事内訳書の審査の結果に基づく第1の3の審議結果等により、談合の事実があったと認められない場合には、入札参加者全員から誓約書を提出させた上、落札者と契約を締結すること。また、誓約書の写し及び入札結果一覧表の写しを建設課及び主務課へ提出すること。

カ 談合の事実があるとは認められないが、陳述の内容に疑義があると認められる場合の対応

事情聴取の結果、陳述の内容に疑義があると判断した場合には、第1の3の委員会の審議により、入札を無効とすることができるものとする。また、入札を無効とした場合の再度の入札の際の入札方法については、原則として、指名競争入札の場合は、指名する業者数を当初の2倍とする。このとき、同一の格付内で指名する業者数が不足する場合は、1つ上位または下位の格付の者から追加する。一般競争入札にあっては、入札参加資格要件を再検討した上で再度公告を行う。また、その旨を建設課及び主務課へ通報すること。

(2) 契約（仮契約を含む）締結後の場合

- ① 第1の3により、談合情報等の信憑性について情報等が不明確であり事情聴取の必要がないものと判断される場合は、特別な対応は行わない。
- ② 第1の3により事情聴取の必要性があるとした場合は、以下の手続によること。
 - ア 建設課及び主務課への通報
談合情報があった旨を直ちに建設課及び主務課へ通報し、併せて入札結果一覧表の写しを提出すること。
 - イ 事情聴取
入札参加者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。聴取結果については、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを建設課及び主務課へ提出すること。
 - ウ 工事費内訳書の審査
第2の2の(1)の②のウにより対応する。
 - エ 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応
事情聴取及び工事費内訳書の審査の結果に基づく第1の3の審議結果等により、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、着工工事の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断すること。また、契約を解除した場合は、その旨を建設課及び主務課へ通報すること。
 - オ 談合の事実があったと認められない場合の対応
事情聴取及び工事費内訳書の審査の結果に基づく第1の3の審議結果等により、談合の事実があったと認められない場合には、入札参加者全員から誓約書を提出させること。また、誓約書の写しを建設課及び主務課へ提出すること。

第3 個別手続の手順等

第2に定める事情聴取等の手続においては、次に掲げる事項に留意して行うこと。

1 報告書

入札執行課は、談合情報等を把握した場合には、その内容を様式第1の報告書にまとめること。

2 建設課及び主務課への通報等

(1) 建設課及び主務課への通報等は、様式第2を使用すること。

(2) 建設課及び主務課へは、手続の各段階で事情聴取書、誓約書、入札調書の写し等を提出するものであるが、事情聴取から入札までの手続等を引き続いて行う場合には、これらを入札終了後にまとめて提出することができること。

3 公正取引委員会等への通知

建設課及び主務課に通報された談合情報等のうち事情聴取を行ったもので、談合の事実があったと認められる証拠を得たもの及び事実があったとは認められないが、極めて疑わしいと判断したものについては、様式第3-1により、公正取引委員会に通知する。

また、談合の事実があったと認められる証拠を得たものについては、警察へ通報する。その他のものについては様式第3-2により、公正取引委員会に通知する。

なお、公正取引委員会への通知及び警察への通報は、建設課において行う。

4 事情聴取の方法等

- (1) 事情聴取は、委員会の委員長が指名する2名以上の職員により行うこと。
- (2) 事情聴取は、あらかじめ別紙1を基本とした項目と当該談合情報により寄せられた独自の内容からなる項目を事情聴取項目とし、事情聴取項目及び聴取結果を公正取引委員会へ通知する旨を通知した上、1社ずつ面談室等に呼び出し、談合情報等の内容に沿って具体的に聞き取りを行うこと。
- (3) 事情聴取は、原則として代表者又は代表者に順ずる地位にある者及び工事費内訳書を作成した積算担当者を対象に行うこと。また、JVの場合は代表構成員及び工事内訳書を作成した積算担当者を対象とすること。
- (4) 聴取結果については、様式第4-1又は同第4-2により事情聴取書を作成すること。

5 誓約書等の提出等

- (1) 誓約書については、誓約書を公正取引委員会へ送付する旨を事情聴取の対象者に通知した上、様式第5により代表者から提出させること。また、JVの場合は代表構成員から提出させること。
- (2) 「入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合又は事実があったとは認められないが、極めて疑わしいと判断した場合には入札を無効とする旨」の注意を促す場合は、別紙2を参考として注意事項を読み上げること。